

令和4年度 集団指導（介護給付係）

* 福祉用具貸与例外給付の取り扱い

→別紙参照

* 暫定プランについて

→別紙参照

* 縦覧点検

①居宅介護支援事業所

○初回加算算定誤り

→初回加算を連続して算定

→サービス利用開始月の翌月に算定

→2区分変更に伴う場合の算定方法について（青本 P856）、介護認定変更月ではなく認定決定月に算定

○居宅介護支援費のみの請求（コロナ特例か否か）

→給付管理忘れ・サービス事業所算定忘れ

○負担割合の変更により請求が通らない

（利用者の所得や給付制限に伴うもの）

○基本情報の誤り（生年月日での元号間違い、性別や被保険者番号相違等）

そもそもサービス事業所が算定する要件を満たしていないサービスコードの利用（加算の届出をしていないのに請求等）

○福祉用具例外給付の理由書提出忘れ

②地域密着事業所

○加算・減算の回数誤りや同一建物減算算定忘れ

→サービス利用回数よりも多い加算・減算（入浴加算・送迎減算等）

○加算の算定要件を満たしていない

→認知症加算等（認定更新時に注意）

○初期加算

→算定要件を満たしているか？（緑本 P269 Q8）

→月をまたいで初期加算を算定するケースは算定回数について注意が必要

負担割合の変更により請求が通らない（利用者の所得や給付制限に伴うもの）

基本情報の誤り（生年月日での元号間違い、性別や被保険者番号相違等）

○区分変更時のサービスコード誤り

→認定結果とは異なるサービスコードでの請求

* 暫定プラン

→本プランに移行した際のサービス担当者会議の取り扱いについて

従前：暫定プラン・本プランそれぞれでサービス担当者会議開催

今後はサービスの追加・アセスメントの変更以外については本プラン時のサービス担当者会議は省略できるものとします。

居宅サービス計画書については改めて本プランを作成した上で利用者への説明・同意・交付を行うか、既に作成している暫定プランへ見え消しを行う形でも可としますが、サービス提供事業所へは、居宅サービス計画書本プランまたは見え消しを行ったプランの写しを交付してください。

* 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護について

(平成 30 年 5 月 10 日 老振発 0510 第 1 号 介護保険最新情報 Vol.652)

介護報酬の解釈 (青本) P870 参照

→居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

市役所への提出書類

アセスメント

居宅サービス計画書 (第 1～3 表)

サービス担当者介護の要点 (第 4 表)

サービス利用票及び別表 (第 6 表・第 7 表)